

鳥取県立美術館周辺環境美化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県立美術館周辺環境美化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、鳥取県立美術館（以下「美術館」という。）周辺の倉吉パークスクエア集いの森花壇の環境美化を行う事業者又は団体を支援することにより、美術館来訪者の満足度向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、国、他の地方公共団体等から助成を受けた額を控除した額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（100円以下の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 補助金の交付申請は、補助金が交付されるべき年度の3月1日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の申請書（以下「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期)

第5条 市は、交付申請書の提出を受けたときは、別に市で設置する審査委員会において、当該交付申請書に係る交付申請の内容について審査を行うものとする。

2 補助金の交付決定は、原則として、前項の審査委員会の終了の日の翌日から30日以内に、審査委員会での交付申請の内容についての評価を踏まえて行うものとする。

3 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

4 第2項及び第3条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第17条の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から

20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 補助事業前後の倉吉パークスクエア集いの森花壇の写真

(補助金の支払)

第8条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条による。

(交付額の確定の通知)

第9条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第4号によるものとする。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
鳥取県立美術館 周辺の倉吉パークスクエア集いの森花壇の環境美化を行う事業	次の第1号又は第2号に掲げるものであって、かつ、第3号に掲げる者に該当しないもの (1) 市内に事務所、店舗その他の事業所を有する者（法人でないものを含む。） (2) 市内に活動拠点を有する3人以上の個人により組織された団体 (3) 次のアからウまでに掲げる者 ア 政治活動若しくは宗教活動を行い、又は特定の思想の普及を行おうとする者 イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者 ウ その活動の実体がない者	補助事業の実施に要する需用費、役員費、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費	10分の10	花壇1区画あたり 50,000円

様式第1号（第4条関係、第7条関係）

事業計画書（事業報告書）

1 補助事業等の名称

2 事業の内容

【花壇の区画数】

【内容】（植栽時期、種類など）

3 着手（予定） 年 月 日

4 完了（予定） 年 月 日

5 事業の実施方法（直営、請負、委託等の別）

6 暴力団等との関係

申請者は、補助金等交付申請書を提出する時点及び補助事業を実施する期間において、

（1）暴力団（2）暴力団員（3）暴力団関係者 のいずれにも該当しません。

7 その他事業を実施するに当たって必要な事項

8 添付書類（見積書、領収書の写し等）

様式第2号（第4条、第7条関係）

収支予算書（収支決算書）

1 収入の部（補助金を独立した項目とし、その他すべての財源を明記すること）（単位：円）

事項	予算額（ア）	決算額（イ）	増減（ウ＝ア－イ）	備考
補助金（鳥取県立 美術館周辺環境美 化事業費補助金）				
計				

2 支出の部（計の額が1収入の部の計の額と一致すること）（単位：円）

事項	予算額（ア）	決算額（イ）	増減（ウ＝ア－イ）	備考
需用費				
役務費				
使用料及び賃借料				
その他				
計				

※ 1収入の部・2支出の部のそれぞれで行が不足する場合は、適宜これを追加すること。

様

倉吉市長

鳥取県立美術館周辺環境美化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県立美術館周辺環境美化事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、「鳥取県立美術館周辺環境美化事業」とし、その内容は、補助金等交付申請書に記載の内容とする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、補助金等交付申請書に記載の内容とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県立美術館周辺環境美化事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日総務部長決裁。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあっては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

5 補助規程の遵守・その他の条件

(1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

鳥取県立美術館周辺環境美化事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった鳥取県立美術館周辺環境美化事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 鳥取県立美術館周辺環境美化事業費補助金
- 2 確定交付額等 補助金の確定交付額は、次のとおりである。
 - (1) 確定交付額 金 円
 - (2) 算定基準額 金 円
 - (3) 交付決定額 金 円
- 3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用される同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。